



## 対象品目

## 容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不要となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

※容器包装プラスチックには「プラ」マークが表示されています。



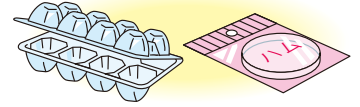
### ボトル・カップ・パック類



- 食用油・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・ソースなどの容器
- うがい薬・目薬などの容器
- 洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器



- カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ



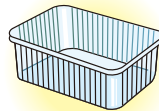
- 卵・果物・ハムなどのパック
- コンビニ弁当などの容器
- 薬・化粧品・日用品などのケース

※キャップははずしてから一緒に  
お出しく下さい。

※必ず汚れは洗ってから  
お出しく下さい。

### 袋・ラップ・トレイ (皿型容器) 類

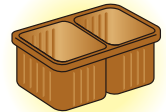
- パン・お菓子・野菜等の袋、あめなどの包み (個包装)
- 生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム
- インスタント食品・冷凍食品などの袋
- レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・日用品などの袋



- 果物などのトレイ



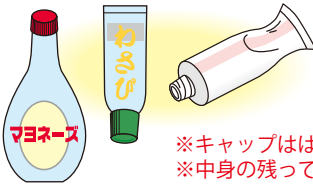
- お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ



- お菓子・カレールー・海苔等の仕切りトレイ

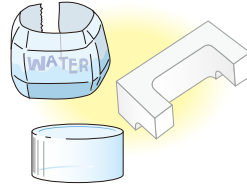
※発泡トレイは、スーパーマーケット等でも店頭回収が行われています。

### プラスチック製のチューブ類・その他



- マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨きチューブ等のチューブ

※キャップははずしてから一緒に  
お出しく下さい。  
※中身の残っているものは普通ごみにお出しく下さい。



- ペットボトル・スプレー缶・ガラスびん等のプラスチック製のキャップ・ラベル

- 果物・家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート

## 対象外のもの

普通ごみにお出しく下さい。

プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となります。

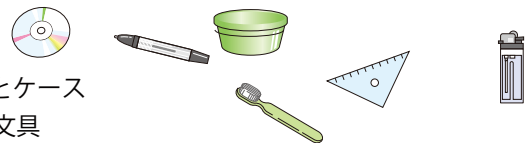
### 商品の付属品

- 飲料パックのストロー
- 弁当のスプーン
- 洗濯石鹸の計量スプーンなど



### 商品そのもの

- おもちゃ
- ビデオテープ・CD・DVDとケース
- ボールペン・定規などの文具
- 歯ブラシ
- 洗面器・バケツ



- 使い捨てライター・禁煙パイプ・水きり用袋などの使い捨て商品

## 出し方と注意

**※対象外の品目や汚れがひどいものが混ざっている場合は、啓発シールを貼り、残置します。**

- 中身を使いきってからお出しく下さい。容器や袋などは中身を使いきり、残りがすが付着していないものは、そのままお出しく下さい。



- 汚れは洗ってからお出しく下さい。食品などの残りがすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。ただし、**汚れがとれないものは、普通ごみにお出しく下さい。**(リサイクルに支障をきたすため)

- 容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください。紙製のラベルやシール(賞味期限や値段表示など)が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのまま容器包装プラスチックとしてお出しく下さい。

## リサイクル工場で火災が発生しています



市民の皆さんからお出しいただいた容器包装プラスチックの中に、電子機器(携帯電話・モバイルバッテリー等)・電池(乾電池、リチウムイオン電池等)・ライターなどが混入している場合があり、リサイクル工場では火災が発生しています。これらの品目は、リサイクルの工程で発火する危険性が高いため、容器包装プラスチックとしてお出しいただかないようお願いします。